

## **土地開発公社編**

### ○ 土地開発公社

「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき設立される特別法人。地域の秩序ある整備をはかるため必要な公有地となるべき土地を地方公共団体等に代わって先行取得することを主たる業務としています。また、公社が独自で行う事業として、土地造成事業（宅地造成、企業用地造成等）などもあります。

### ○ 債務超過

負債の総額が資産の総額を超過し、資産をすべて売却しても負債の返済ができない状態を指します。

### ○ 債務保証

土地開発公社が金融機関から融資を受ける際、地方公共団体が債務者（公社）のために、当該金融機関に対して、その債務の弁済を保証することを言います。債務保証契約を締結していると、万が一公社が突然破綻し、債務を弁済できなくなった場合、地方公共団体の負担が大きく増えることとなり、当該地方公共団体の財政を圧迫する要因となります。

### ○ 第三セクター等の抜本的改革

土地開発公社や第三セクターについては、その経営状況が著しく悪化した場合等には、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすおそれがあります。

そのため、総務省において策定された「第三セクター等の抜本的改革に関する指針（平成21年6月）」では、土地開発公社や第三セクターについて、その存廃を含めた抜本的改革に取組むことが求められ、集中的な取組ができるように、平成21年から25年度までの間に限り、整理や再生のために必要となる一定の経費を地方債の対象とすることができるようにになりました。

また、土地開発公社の経営の健全化を促進するため、「土地開発公社経営健全化対策について（平成25年2月総務副大臣通知）により、土地開発公社経営健全化対策措置要領が定められたところです。

これらのことを受け、各市町村においては、土地開発公社や第三セクターの事業そのものの意義を見直し、解散や不採算業務の廃止等の抜本的な改革の必要性を検討しているところです。

### ○ 第三セクター等改革推進債

第三セクター等（第三セクター、土地開発公社等）の抜本的な改革（解散、一部業務廃止等）に必要な経費の財源に充てるための地方債。土地開発公社の解散等にあっては、地方公共団体が債務保証等をしている公社借入金の償還に要する経費が対象となります。

また、第三セクター等改革推進債の発行期間は、平成21年度から25年度までに限られています。

## **第三セクター編**

### ○ 第三セクター

地方公共団体が出資又は出えんを行っている一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特例民法法人、会社法法人の総称です。

### ○ 経常損失

毎期継続的・反復的に繰り返される事業活動において損失(赤字)が発生している状態を指します。

### ○ 債務超過

負債の総額が資産の総額を超過し、資産をすべて売却しても負債の返済ができない状態を指します。

### ○ 損失補償

第三セクターが金融機関等から融資を受ける場合、その融資の全部又は一部が返済不能となって金融機関等が損失を被ったときに、地方公共団体が融資を受けた法人に代わって、金融機関等に対してその損失を補償すること。